

第 1 1 回阿賀町入札監視委員会会議録

1. 日 時 平成 2 1 年 1 2 月 1 日(火) 1 3 時 1 5 分～1 5 時 2 0 分
2. 会 場 阿賀町役場 3 階第 3 会議室
3. 出席者 委員 沢田委員長、伊津委員、五十嵐委員、関塚委員、鷺尾委員
町側 長谷川副町長、渡部総務課長、眞田行政管財係長、近藤主任
4. 議案
 - 抽出事案の説明・審議について
 - 抽出事案
 - ・制限付一般競争競争入札
 - ①津川小学校校舎棟耐震補強及び大規模改修工事(電気設備)
 - ②町道鹿瀬線鹿瀬橋補修工事
 - ③町道谷沢小花地線道路改良工事
 - ④上ノ山団地外壁工事(2 期)
 - ・指名競争入札
 - ⑤津川漕艇場周辺整備工事
 - ⑥林道徳瀬線補修工事
 - ⑦旧上条中学校構内排水修繕 2 次工事
 - ⑧防火水槽蓋設置工事(岩谷・熊渡)
 - ⑨上川支所マンホール蓋修繕第 2 次工事
 - ・随意契約
 - ⑩上条小学校外構工事
 - その他資料
 - ・平成 2 1 年度建設工事平均落札率比較表 (第 1 四半期)
 - ・再入札実施案件の入札額の比較 2 件
 - ・落札率 9 5 %以上全事案の入札額と差額の比較 1 7 件
5. 会議録 別紙のとおり

説明・答弁	質問・意見
<p>渡部総務課長</p> <p>第11回の入札監視委員会の開会。</p> <p>次第に従い、副町長・沢田委員長からあいさつをお願いした。</p> <p>長谷川副町長</p> <p>委員各位に親しく時節のあいさつを述べた後、平成21年度上半期の町の発注状況について報告し、国の経済活性化対策を受け、既に昨年度の発注件数を上回っていることや全体では昨年以上の数になりそうな予定であることを報告した。また、前々回の監視委員会で指導のあった、不自然案件のヒアリングや高落札率案件についてヒアリングを継続することや、県ではこの度最低制限価格の算定率の引き上げを図ったが、町では8月に暫定運用しているところなので、それを検証しつつ見守りたい旨等を報告。引き続き適正な入札執行に努めていく旨を述べ挨拶とした。</p> <p>沢田委員長</p> <p>現在、事業仕分けが世間を賑わしている。これについては賛否両論のあるところだか、選挙の結果でもあるので国民の希望に沿った施策であると思う。国レベルの公共事業は減少する傾向となり、加えて昨今の経済的不況やデフレ宣言の状況で業者は苦しく談合に走りやすい。一方、来年1月から独禁法が強化改正される。内容は課徴金の適用範囲拡大などが主で、これに伴い公取委も厳格化していくといった状況。聞くところによると、先日亀井大臣が公取委の竹島委員長を財務省に呼び出し、談合には良い談合と悪い談合があると話があったそうだが、委員長は談合には良い談合</p>	

説明・答弁	質問・意見
<p>はありませんと述べたとのこと。これは当然のことである。以上のことを踏まえて、これからも阿賀町の入札制度の適正化に貢献していきたい旨を述べ挨拶とした。</p> <p>渡部総務課長</p> <p>以後の進行を委員長にお願いした。</p> <p>沢田委員長</p> <p>次第に従い、抽出事案の説明・審議に移り、はじめに抽出理由について抽出当番の五十嵐委員に説明を求めた。</p> <p>眞田係長</p> <p>可能なので次回から対応したい。</p> <p>沢田委員長</p> <p>改めて抽出理由について五十嵐委員に説明を求めた。</p> <p>沢田委員長</p> <p>続いて事務局に抽出案件の説明を発注方式ごとに求めた。</p> <p>眞田係長</p> <p>「様式1から様式6」までと、「落札率95%以上事案の入札額との比較一覧」、「再</p>	<p>五十嵐委員</p> <p>その前に私が調べた資料によると、町に本社がある業者ばかりの入札だと、落札率は高落札率となり、県内の営業所が参加できる入札だと90%位になる。どう考えてもおかしな現象だ。</p> <p>沢田委員長</p> <p>私も検証したいので、様式2のエクセルデータについては事前にメールで各委員に配布することは可能か。</p> <p>五十嵐委員</p> <p>予定価格以下で応札した業者が1社だと当然落札率は高くなる。そのような案件から抽出した。また、抽出案件の中には7社中4社が最低制限価格を下回り、結果97.19%の高落札率で契約している案件もあるので審議願いたい。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>入札実施案件の入札額の比較一覧」、「契約方法ごとの平成21年度第1・第2四半期における平均落札率比較表」を説明した。</p> <p>沢田委員長 ご質問ご意見ありませんか。</p> <p>眞田係長 入札参加できる地域と、格付けしている工種については参加ランク等が制限内容となる。</p> <p>眞田係長 ほとんどの入札で最低制限価格を設定した上で入札執行している。</p> <p>眞田係長 入札公告に明記しているので参加業者は承知の上で入札をしている。また、制度運用については、合併当初は、何の制限もなく、その後、低入札調査制度の導入を経て、現在は最低制限価格制度を併用した運用をしている。</p> <p>眞田係長 町では6月に国及び県から、官公需に関する中小企業者の受注機会の増大等に係る協力を求めた、「平成21年度中小企業者に関する国等の契約の方針」を受け、</p>	<p>鷲尾委員 制限付一般競争入札は具体的に何を制限しているのか。</p> <p>鷲尾委員 価格の制限についてはどうか。</p> <p>鷲尾委員 最低制限価格を設定していることを業者は承知をして入札をしているのか。また最低制限価格制度の運用については、この委員会が発足当時は無かったように記憶しているがどうか。</p> <p>鷲尾委員 制度改正で最低制限価格設定基準率を引き上げたことにより落札率が上昇していることは明白だ。先日の新潟日報では新潟県は建設業界が疲弊しているとの理由から90%に引き上げるとのこと。町もそれに追従した制度改正を行うのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>8月1日付で、最低制限価格の下限率の引き上げや、受注機会の拡大を目的とした制度運用を時限措置で対応した。質問のあった最低制限価格の引き上げについては、副町長の挨拶にもあったが、町ではそれまで66%～90%だったものを85%～90%に下限率を引き上げたので、今回の県の引き上げを受けての改正は考えていない。</p>	<p>鷲尾委員</p> <p>これが良い悪いは別にしても、国の閣議決定に従い改正をしたということであれば、8月以降の入札については、実質90%以上の高止まりの状態へシフトしたということ。今ほどの説明では国が閣議決定をして最低制限価格の引き上げ等に言及しているとのことだが、それは公正な入札制度そのものを否定しているものに他ならない。対策を講じるのであれば、抑制されている建設作業員の人件費を上げるとか等の対策の方が有効。それを最低制限価格の引き上げを対策としたということであれば個人的には筋違いな対策だと思う。また当初の委員会から述べているが、国・県が制度改正を行ったからといって町が必ずしも追従しなくても良いのではないか。町の現状にあった入札制度を確立し対策を講じるべきと考える。</p> <p>沢田委員長</p> <p>競争力を高めるためには、参加地域制限や最低価格制限を無くするのが効果的。しかし、それは阿賀町だけで出来る問題ではないので仕方がない部分もある。</p> <p>関塚委員</p> <p>業者の方も、90%の制限を設けられることで、逆に安く請負うことが出来るのに</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>眞田係長</p> <p>最低制限価格には、ダンピング防止と工事品質の確保の目的がある。設定率は別として、過度な競争は粗悪工事につながる可能性も大きくなる。</p> <p>渡部総務課長</p> <p>訴訟となったケースはないと思う。</p> <p>長谷川副町長</p> <p>ご承知のとおり建設業は町にとって主要産業でもあるので、昨今の厳しい経営状況の下支えの意味でも、このたびの最低制</p>	<p>失格となってしまったり、有効札の幅が狭いために積算に時間を要するという事態も生じてくるのではないか。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>どのような条件でも粗悪工事はありうる。だから発生した時の対策を講じておけば良いだけ。言葉は適切ではないが、国・県の最低制限価格の引き上げ依頼については建設業界の言い成りの結果。これは本末転倒の話で、本来の自由競争の促進を図り透明性を高めるのであれば、制限をなくす方向へシフトするのが当たり前で、余計な制限をすることでそこに癒着が生れたり談合の余地が生じる。去年の食品業界の事件でもそうだが、悪いことをすれば締め出されるのが現在の世の中。建設業界もそうあるべきで例外にしてはいけない。最低制限価格制度は、税金を使っている公共工事の理屈であって民間では存在しない。</p> <p>関塚委員</p> <p>過去において、町が不良工事や不正工事ですら訴訟まで発展したケースはあるか。</p> <p>関塚委員</p> <p>それだけ地元業者は施工に関してまじめだということ。最低制限価格を設定しなければ品質の確保が出来ないという理論は成立しない。監督検査体制をしっかりとすればよいだけのことではないのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>限価格の設定率の引き上げは有効だと考えている。</p> <p>長谷川副町長 町が引き上げる前に、全州市町村を対象に説明会が開かれ、建設業界の現状等が説明された。その中で最低制限価格の引き上げについても言及があり、それを踏まえて町でも引き上げ等の対策を講じたところ。</p> <p>眞田係長 最低制限価格と落札率の関係はそれほどないのではないかと思っている。最低制限価格は適正工事施工のための制限であって、入札金額の競争ラインではないと考えている。</p> <p>眞田係長 発注量の多い、土木一式工事については4千万円以下は、全て町に本社がある業者を対象として入札をしている。ただし、水道関係などの専門的な工種については、町内本社の業者が少なく、競争力確保の観点から500万円以上の入札から営業所の参加を認めている。</p>	<p>五十嵐委員 私は建設業者の経営改善努力も不足しているのだと思う。設定率の引き上げの前に業者側にも改善の努力と理解を求めるべきと考える。</p> <p>五十嵐委員 いろいろな事情があるのは分かるが、やはり町内業者ばかりだと落札率が高いのは事実として認識すべきだ。</p> <p>関塚委員 町内業者は体力がない業者が多い。町内に本社がある業者を優遇する仕組みが必要だ。落札結果を見ると大きな工事は町外に本社を持つ営業所の受注が多い。町内業者が受注しやすくする方法を検討すべきだ。</p> <p>鷲尾委員 この件についてはいろいろな観点があるのは承知している。私は根本の考え方として町民雇用ではないかと思う。町民の雇用</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>眞田係長</p> <p>そのような業者に対し、入札参加ランクを引き上げる等の総合的な対策でもって町民雇用を入札に反映させることは可能と思われるが、一件一件の入札に対し全て反映させるのは難しいと思われる。</p> <p>沢田委員長</p> <p>談合は犯罪。委員のご意見も含めてぜひ防止できるあらゆる方策を検討してもらいたい。</p> <p>続いて他に質問がないことを確認し、様式7の入札方式ごとの説明を事務局に求めた。</p> <p>眞田係長</p> <p>様式7のうち、「制限付一般競争入札」の4件について説明した。</p> <p>沢田委員長</p> <p>ご質問ご意見ありませんか。</p>	<p>の安定を第一とし、地元本社であろうが営業所であろうが、町民を多く雇用している業者を総合評価方式等で高く評価し受注しやすくすれば、最低制限価格制度などは必要ない。たとえ落札率が高くとも、その原因が町民雇用ということであれば結果的に町民に還元されることとなるので高落札率についても説明がつく。雇用対策のためにも方策を検討してみてもどうか。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>シンプルに考えてもらいたい。地元企業育成強化イコール雇用ということ。それらが反映されている入札制度であれば落札率が98%になっても透明性があるということ。同時に最低制限価格制度は必要なく、まして90%以上なんて訳の分からない数値のもつ意味が関係なくなる。最低制限価格を設定することは談合を推進していると同じことと個人的には思う。</p> <p>沢田委員長</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>眞田係長 このことについては、第9回委員会で報告して、委員会意見を参考に一旦入札を中止し、設計書を組替え再度入札した。</p> <p>眞田係長 落札業者については、情報のとおりの業者だったが落札金額については当初設計よりも増額したのに情報のあった金額より安い金額での落札となった。</p> <p>眞田係長 当初参加申込みをした業者のうち、1社が再度入札への申込みはなく、再度入札への申込みが2社増え、顔ぶれが変わった。</p> <p>渡部総務課長 耐震補強工事等関連工事については予定通り入札執行した。</p> <p>渡部総務課長 当初の入札予定は6月10日。再度入札は7月28日。最低制限価格の下限率の引き上げは8月1日からなので入札には影響なかった。</p> <p>眞田係長 最低制限価格の決定については、工事の経費ごとに、あらかじめ設定している率を乗じ合計したものを基準額とし、それを参考に設定範囲の中で町長が決定している。結果的に当該工事は90%を超える基準</p>	<p>談合情報のあった案件についてももう一度詳細の説明を願いたい。</p> <p>沢田委員長 落札業者は情報とおりの業者だったのか。</p> <p>鷲尾委員 入札を延期したことにより参加者の顔ぶれは変わったのか。</p> <p>沢田委員長 関連工事については予定通り発注したのか。</p> <p>鷲尾委員 当初入札の期日はいつか。再度入札時において、最低制限価格の引き上げ等の改正にかかる影響はなかったのか。</p> <p>鷲尾委員 最低制限価格は90%の設定か。85%の設定は出来ないのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>額となっていたようだ。</p> <p>渡部総務課長 最低制限価格付近の競争の場合は、僅かな金額の差で受注できない場合もある。最低制限価格の設定については公告してあるので業者からのクレームはない。</p> <p>渡部総務課長 最近の入札額が同額で抽選して落札決定するケースも多くみられる。この間の入札では一日に3件もの抽選による落札決定をした。そのうち1件は4社による抽選のものもあった。</p> <p>沢田委員長 他に質問、意見がないことを確認し、次の指名競争入札の案件の説明を事務局に求めた。</p> <p>眞田係長 様式7の「指名競争入札」5件について説明した。</p> <p>沢田委員長 ご質問ご意見ありませんか。</p> <p>眞田係長 慣例なのかは承知してないが、工事入札の場合は、一般管理費等で調整して万単位や千円単位での入札額となっているようだ。物品の場合だと百円単位の入札書もある。</p> <p>眞田係長</p>	<p>沢田委員長 ④の案件では、7社中4社が最低制限価格から僅かの差で失格となっている。結果97%超の高い落札率となった。このような場合、切磋琢磨して低い入札額を提示した業者からのクレームはないものなのか。</p> <p>伊津委員 同額の入札は多いのか。</p> <p>沢田委員長 各社の入札額を見ると万単位での入札書が多いようだが、万単位での入札額にする慣例とか要請とかがあるのか。</p> <p>五十嵐委員 円単位の入札書でもかまわないのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>円単位でも不都合はない。</p> <p>眞田係長</p> <p>積算内訳書を義務付けた当時は、手書きのものも多くあったが、現在提出される内訳書はほとんどがパソコンソフトで作られたものとなっている。先の委員会でも報告したが簡単な工種だと積算内訳が円単位まで同じになる場合が多く見受けられる。各業者はソフトに組み込まれている単価を調整することなく積算し、諸経費で競争していることが多いようだ。</p> <p>眞田係長</p> <p>土木一式工事の場合は、ランクによる参加制限がある。小額工事は会社規模の小さい会社を対象となる。金額大きい工事は参加ランクも上がることからそのようなことはない。</p> <p>渡部総務課長</p> <p>会社の規模に見合った適正な受注形態とするためランク付けをしている。</p> <p>眞田係長</p> <p>補修修繕工事の中には現場条件が悪く利益率の低い工事が多い。そのような利益率の低い工事は、その地域の地元業者が条件で有利となるので受注する機会が多いようだ。</p>	<p>鷲尾委員</p> <p>⑥の案件の積算内訳書を見ると、工種項目計が8社中7社が円単位まで同じ積算内訳となっているが。</p> <p>伊津委員</p> <p>小額工事については業者サイドではどのように考えて受注しているのか。儲けの少ない小額工事を請負う代わりに、後で大きな工事にも請負えるといったことがあるのか。</p> <p>五十嵐委員</p> <p>補修修繕工事は、その地域の地元業者が受注する機会が多いのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>沢田委員長</p> <p>他に質問がないことを確認し、次の随意契約の案件の説明を事務局に求めた。</p> <p>事務局</p> <p>様式 7 の「随意契約」 1 件について説明した。</p> <p>沢田委員長</p> <p>ご質問ご意見ありませんか。</p> <p>真田係長</p> <p>工手の種類によっても違うが、直接工事費の合計で万単位か千円単位で端数切り捨て調整をするのが一般的。</p> <p>沢田委員長</p> <p>その他全般にわたってご意見ご質問ございませんか。</p> <p>真田係長</p> <p>新潟市や三条市等で導入している変動型最低制限価格制度というものがある。これは、有効入札の平均に一定の係数を乗じて最低制限価格を設定するもので、ダンピング防止やいろいろな効果が見込まれる。いずれも入札額を根拠とした算出となることから、同じ観点で効果があると思われるので併せて検証してみたい。</p> <p>沢田委員長</p> <p>他に質問意見がないことを確認して会議を終了した。</p>	<p>沢田委員長</p> <p>設計額の端数整理はどうするのか。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>談合防止の手段として、入札額を基準に参加業者数に応じた係数を乗じて得た数値を根拠とした落札者決定方式等も検討したらどうか。この方式は限りなく抽選に近いが入札額を根拠としていることから、まったくの抽選ではない。シュミレーションして導入を検討してはどうか。</p>